

(目的)

第1条 この規則は、補助金等の交付の申請、決定その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、市が、法人又は団体等に対して交付する補助金又は交付金をいう。

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業を行う法人又は団体等をいう。

(事務担当者の責務)

第3条 補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて、公平、かつ、適正に使用されるように務めなければならない。

(適用範囲)

第4条 補助金等に関しては、他に特別の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(補助金等の申請)

第5条 補助金等の交付を受けようとする法人又は団体等（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称、代表者氏名及び所在地
- (2) 補助事業等の目的、内容及び補助金を必要とする理由
- (3) 交付を受けようとする補助金等の額
- (4) 補助事業等の計画及び収支予算
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金等の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金等の交付の申請があつたときは、申請書を審査し、補助金等を交付することが公益上必要であり、かつ、適正な補助金等の額であると認めた場合は、交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金等の交付を決定したときは、武蔵野市指令書（第1号様式）により、申請

者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金等の交付をしないことに決定したときは、その理由を付して申請者へ通知するものとする。

(補助金等の交付手続及び方法)

第8条 補助事業者等は、前条第1項の通知を受けたときは、すみやかに市長に対し、請求書を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項により請求書を受けたときは、武蔵野市支出負担行為手続規則（昭和39年5月武蔵野市規則第14号）並びに武蔵野市会計事務規則（昭和39年11月武蔵野市規則第33号）の定めるところにより、交付手続きを行うものとする。

- 3 補助事業等が年間を通して実施され、かつ、補助金等の年間交付額が、1事業につき400万円以上の場合、特殊な事業と認められるもの（1事業につき400万円未満の場合を含む。）を除き、次の各号により、補助金等を分割交付するものとする。

(1) 1補助事業につき補助金等の額が、400万円以上800万円未満 2回（上半期・下半期）

(2) 1補助事業につき補助金等の額が、800万円以上 4回（四半期ごと）

(状況報告)

第9条 市長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者等に対し、補助事業等の遂行の状況に関し、報告させることができる。

(補助事業等の遂行命令等)

第10条 市長は、補助事業者等が提出する報告並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 市長は、補助事業者等が、前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の一時停止を命ずることができる。

(承認事項)

第11条 補助金等の交付を受けた補助事業者等は、補助事業等の計画等を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、2箇月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した実績報告書を市長に提出し

なければならない。前条の規定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

- (1) 補助事業等の成果
- (2) 補助金等に係る収支決算
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の実績報告を受けたときは、実績報告書を審査し、その報告に係る補助事業等の成果が、補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを調査するものとする。

(指令の取消等)

第13条 前条の規定による調査の結果、補助事業等の成果が、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、市長は、当該指令を取消し、変更し、又はこれに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定により、指令を取消し、又は変更したときは、市長は、すみやかにその旨を補助事業者等に通知するものとする。

(補助金等の返還)

第14条 市長は、補助金等の交付の決定を取消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。
- 2 この規則施行前に補助金等が分割交付されている補助事業等については、第8条第3項の規定は、昭和52年度に限り、なお従前の例による。

付 則 (平成元年3月10日規則第12号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年6月25日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第1号様式の規定は、平成19年4月1日から適用する。